

湯河原町水道ビジョン・経営戦略（案）
（令和 8 年度～令和 17 年度）

1 湯河原町水道ビジョン・経営戦略の概要

1.1 策定の背景

湯河原町水道事業は、湯河原上水道と吉浜上水道に分かれており、湯河原上水道は昭和 25 年、吉浜上水道は昭和 13 年に認可を得て、事業を営んできました。町水道事業の特徴としては、自然環境を生かした水源を有していること、地形の高低差を利用した効率的な配水が行われていること、民間の簡易水道を順次統合していること等があげられます。

一方で、水道事業は独立採算事業であるため、給水人口の減少に伴う給水収益の減少が長期的には相当な減少となることや、施設の老朽化対策と耐震化の必要性などによる投資費用の増大が水道事業経営を取り巻く課題として顕在化しつつあります。

平成 19 年 3 月に湯河原町水道事業の基本構想として「湯河原町水道ビジョン」を公表し、定期的に見直しを行ってきましたが、令和 2 年 3 月に「湯河原町水道ビジョン」を見直し、「経営戦略」を包含した「湯河原町水道ビジョン・経営戦略」を策定しました。策定から 5 年が経過したことから、令和 8 年から令和 17 年を計画期間とする「湯河原町水道ビジョン・経営戦略」を策定しました。

1.2 位置づけ

「湯河原町水道ビジョン・経営戦略」は、国土交通省の「新水道ビジョン」、総務省の「経営戦略策定ガイドライン」、湯河原町の「ゆがわら 2021 プラン（湯河原町総合計画）実施計画」を上位計画として、前回計画の見直しを行った、湯河原町水道事業の新たなマスタープランとして策定しました。

なお、計画期間は令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年計画とします。

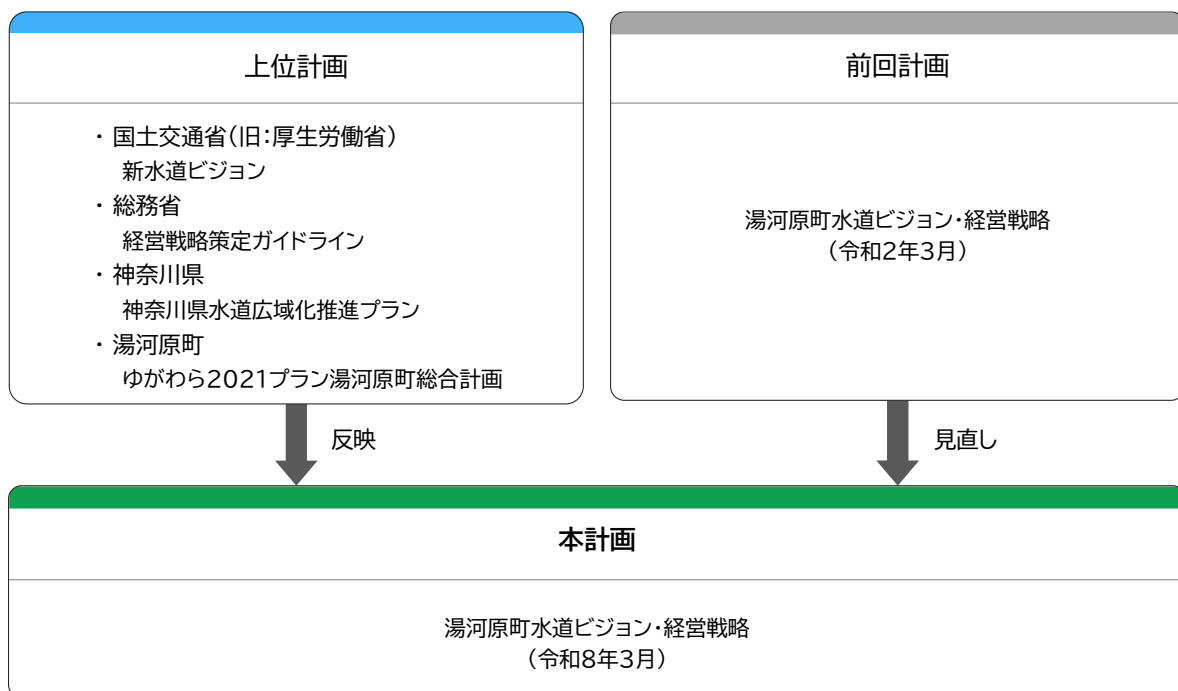


図 1-1 上位計画と湯河原町水道ビジョン・経営戦略の関係

湯河原町は湯河原上水道、吉浜上水道の2上水道と駅を中心に宮下簡易水道があります。町内にあった城堀簡易水道事業は、令和5（2023）年4月に吉浜上水道に統合されました。
 湯河原上水道、吉浜上水道の主要な施設を図 1-2 に示します。

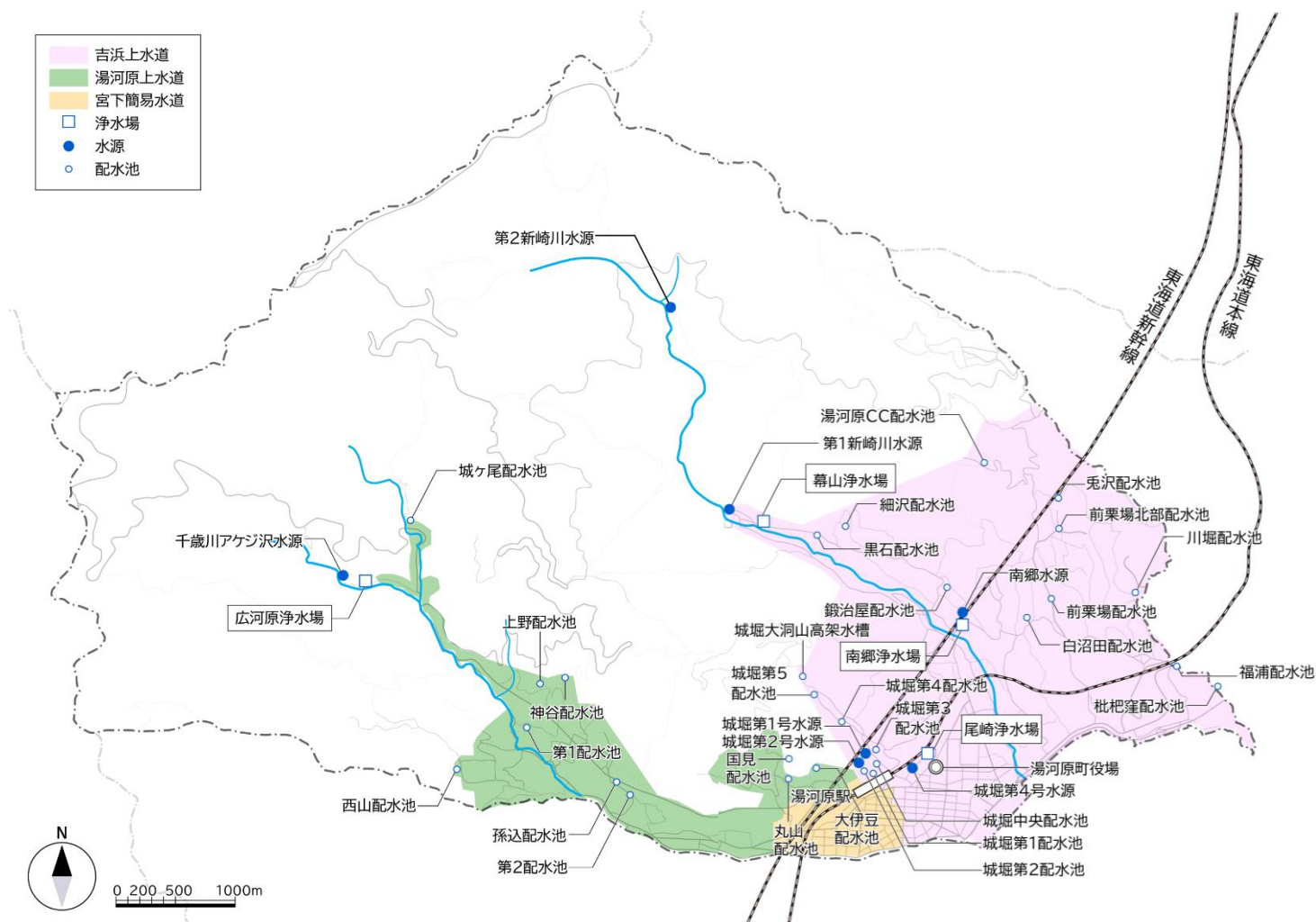


図 1-2 湯河原町上水道区域・施設現況図

2 水道事業の現状

2.1 給水人口・水需要の予測

湯河原町における水道事業の給水人口は平成 26（2014）年度をピークに年々減少し、令和 5（2023）年度では 18,076 人となっています。一日最大給水量は年度により増減しているものの減少傾向を示しており、令和 5（2023）年度では 17,753 $\text{m}^3/\text{日}$ となっています。

「国立社会保障・人口問題研究所」が推計した行政区域内人口と過去 10 年間の湯河原町の実績を基に、給水人口・水需要の将来の推計を算出しました。

推計結果として、給水人口は全国的な人口減少と同様な傾向を示し、令和 6（2024）年度をピークに減少傾向を示し、令和 17（2035）年度では約 15,400 人となる見込みです。

また、給水量は人口減少に加え、節水機器の普及や節水意識の向上により、減少傾向を示し、令和 17（2035）年度では一日最大給水量は約 17,500 $\text{m}^3/\text{日}$ となる見込みです。

以上のことから、将来の料金収入が減少し、厳しい経営状況となることが懸念されます。

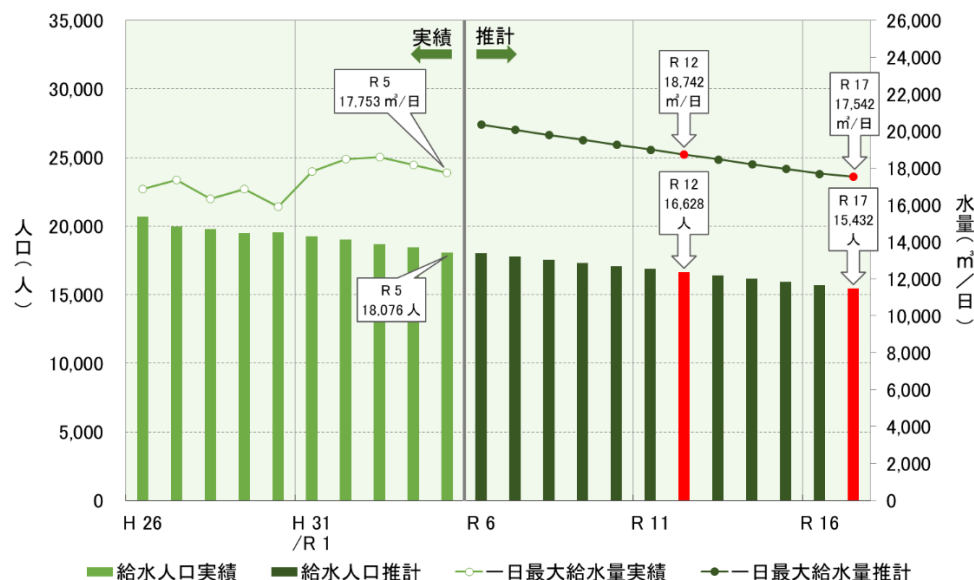


図 2-1 給水人口と水量の推移

2.2 施設・設備

2.2.1 経年化状況

土木・建築施設は、第 1 配水池が法定耐用年数を超過（令和 7（2025）年度時点）している施設となっています。

機械・電気設備は、広河原浄水場や幕山浄水場など直近に更新した設備を除き、施設の 8 割が法定耐用年数を超過（2025 年時点）したものが存在しており、経年化が進行しているといえます。

（用語）法定耐用年数

法定耐用年数とは、地方公営企業法で定められた施設や機械電気設備の使用可能な期間であり、取得した施設や設備を経理上で処理（減価償却）するための年数です。

ただし、実際に使用ができる年数と一致するものではなく、法定耐用年数を超過しても、適切なメンテナンスや補修等を実施すれば使用可能な場合があります。

2.2.2 耐震化状況

水道施設の目視や竣工年等からの判断による機能診断の結果、多数の水道施設において耐震性がないことが疑われます。このことから耐震診断および必要に応じて水道施設の耐震化が求められます。

2.2.3 取水・水質状況

第2新崎川水源は、頻繁に土石流により埋没し、その度に取水停止が生じ、重機により復旧している状況です。

また、水質面では浄水で水質基準値を超過した事例はありませんが、水質基準値の50%を超過する項目があるため、水道水の安全性を引き続き高める必要があります。

2.3 管路

湯河原町の管路延長は約156 kmあります。

もっとも古く布設した管路は昭和34（1959）年度で、布設から40年以上経過した管路は約11 km、布設年不明管路約41 kmを含めると約52 kmあります。さらに布設から30年以上経過した管路は約49 kmあり、今後、更に老朽化が進行していきます。

管路の老朽化に加え、地震に強い管路（耐震管）への更新が求められていることから、これらの更新に多額の費用が必要となります。

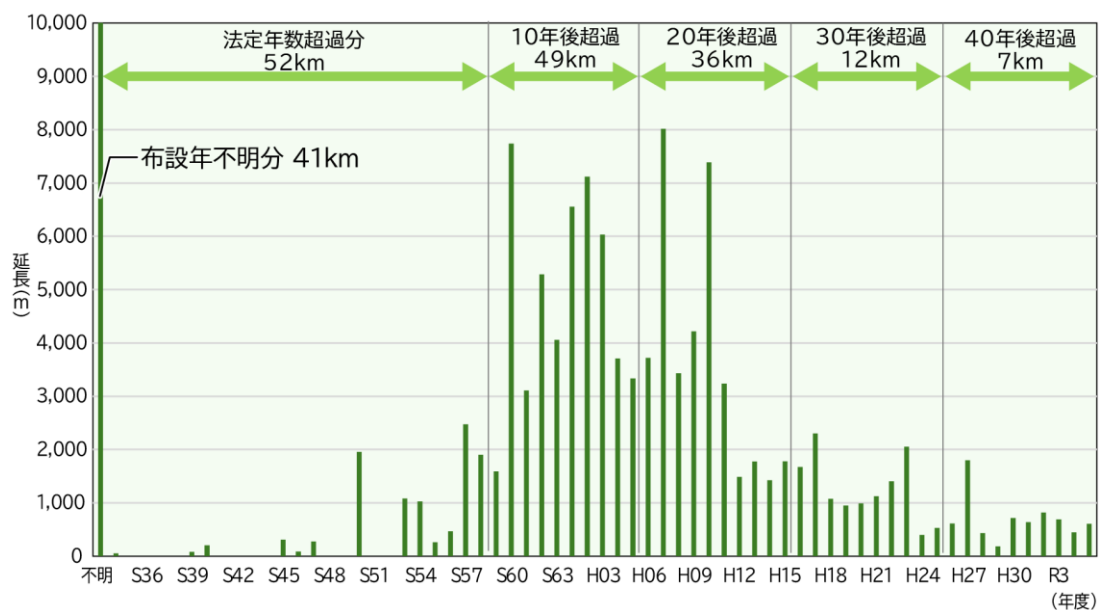


図 2-2 管路の布設状況

2.4 経営面

2.4.1 経営比較分析

経営指標を活用した分析は、水道事業の現状を適切に把握し、今後の施策を検討する際の重要な情報になるものであり、総務省により経営指標を「経営比較分析表」としてとりまとめ、公表されています。

最新年度の令和5（2023）年度版を用い経営・老朽化の評価を行いました。各種指標の詳細は次ページにて示します。

【経営の健全性・効率性について】

経常収支比率 100%以上、累積欠損金比率 0%、流動比率 100%、料金回収率 100%以上であり健全な経営状況と言えます。一方、企業債残高対給水収益比率は減少傾向にあり企業債の償還は進んでいますが、類似団体と同規模であり建設改良の費用を企業債（借金）に頼っている状況です。今後、老朽化の改善、耐震化を行う場合に企業債に依存すると、企業債残高が増加し、支払利息の増加など将来的に厳しい経営状況に推移していくことが予想されます。

また、施設利用率、有収率が類似団体よりも低いことから、施設の効率化や原因を特定し漏水対策を講じる等、維持管理費の更なる削減を図る必要があります。

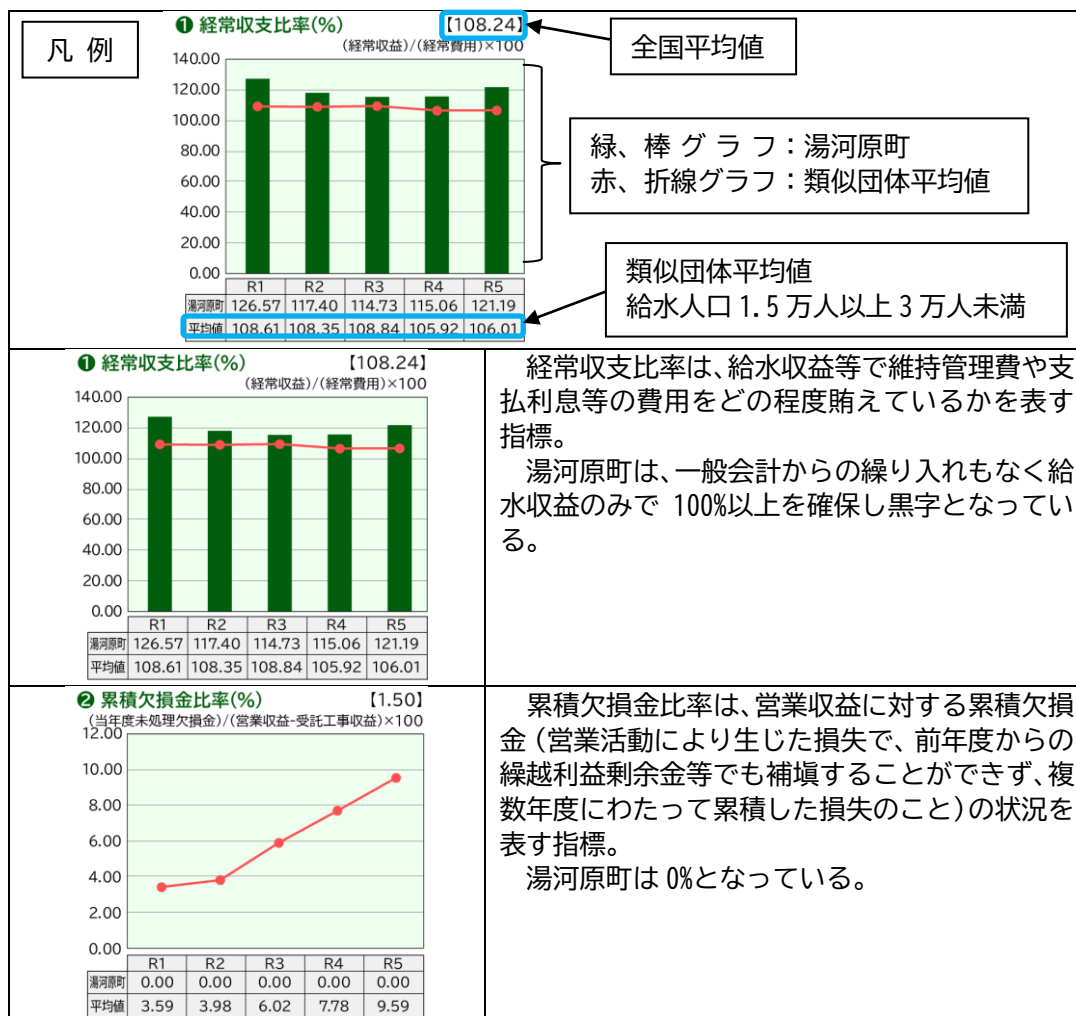
【老朽化の状況について】

有形固定資産減価償却率が類似団体よりも高い水準となっており、ここ 2 年の間で管路経年化率が増加していることから、施設の老朽化が進んでいます。管路更新率は、0.3%程度と必要な更新が進んでいない状況です。

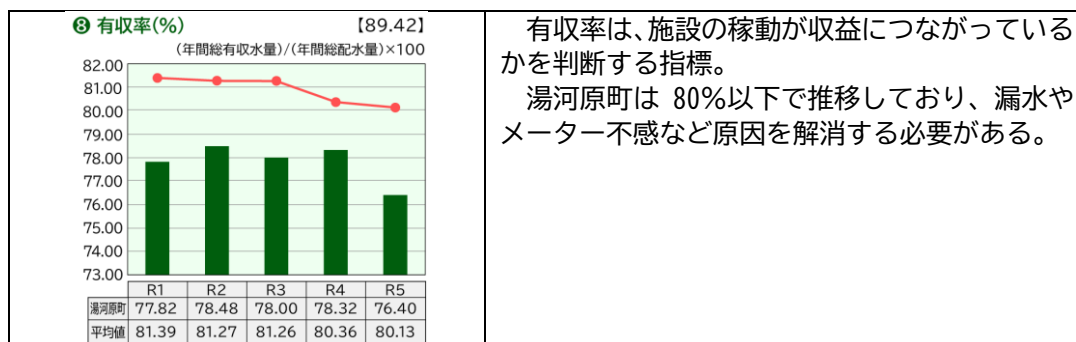
今後も耐用年数を迎える資産が多くなってくるため、施設更新を計画的に実施する必要があります。

経営比較分析表（令和 5 年度）

【経営の健全性・効率性について】



③ 流動比率(%) 【243.36】 (流動資産)/(流動負債)×100 <table><tr><th></th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>湯河原町</td><td>190.43</td><td>184.69</td><td>183.57</td><td>179.77</td><td>188.90</td></tr><tr><td>平均値</td><td>379.08</td><td>367.55</td><td>378.56</td><td>364.46</td><td>338.89</td></tr></table>		R1	R2	R3	R4	R5	湯河原町	190.43	184.69	183.57	179.77	188.90	平均値	379.08	367.55	378.56	364.46	338.89	流動比率は、短期的な債務に対する支払能力を表す指標で、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す指標。 湯河原町は 100%以上となっている。
	R1	R2	R3	R4	R5														
湯河原町	190.43	184.69	183.57	179.77	188.90														
平均値	379.08	367.55	378.56	364.46	338.89														
④ 企業債残高対給水収益比率(%) 【265.93】 (企業債現在高合計)/(給水収益)×100 <table><tr><th></th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>湯河原町</td><td>569.41</td><td>561.47</td><td>524.44</td><td>476.76</td><td>414.81</td></tr><tr><td>平均値</td><td>398.98</td><td>418.68</td><td>395.68</td><td>403.72</td><td>400.21</td></tr></table>		R1	R2	R3	R4	R5	湯河原町	569.41	561.47	524.44	476.76	414.81	平均値	398.98	418.68	395.68	403.72	400.21	企業債残高対給水収益比率は、給水収益に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表す指標。 湯河原町では低下傾向にある。
	R1	R2	R3	R4	R5														
湯河原町	569.41	561.47	524.44	476.76	414.81														
平均値	398.98	418.68	395.68	403.72	400.21														
⑤ 料金回収率(%) 【97.82】 (供給単価)/(給水原価)×100 <table><tr><th></th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>湯河原町</td><td>122.74</td><td>113.80</td><td>109.78</td><td>110.88</td><td>117.51</td></tr><tr><td>平均値</td><td>98.64</td><td>94.78</td><td>97.59</td><td>92.17</td><td>92.83</td></tr></table>		R1	R2	R3	R4	R5	湯河原町	122.74	113.80	109.78	110.88	117.51	平均値	98.64	94.78	97.59	92.17	92.83	料金回収率は、給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを表した指標。料金水準等の評価に用いる。 湯河原町は 100%以上となっている。
	R1	R2	R3	R4	R5														
湯河原町	122.74	113.80	109.78	110.88	117.51														
平均値	98.64	94.78	97.59	92.17	92.83														
⑥ 給水原価(円) 【177.56】 (経常費用-受託工事費-材料及び不用品売却原価-付帯事業費-長期前受金戻入)/(年間総有収水量) <table><tr><th></th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>湯河原町</td><td>86.07</td><td>92.49</td><td>95.77</td><td>95.02</td><td>89.88</td></tr><tr><td>平均値</td><td>178.92</td><td>181.30</td><td>181.71</td><td>188.51</td><td>189.43</td></tr></table>		R1	R2	R3	R4	R5	湯河原町	86.07	92.49	95.77	95.02	89.88	平均値	178.92	181.30	181.71	188.51	189.43	給水原価は、有収水量 1 m³ あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標。 湯河原町は 100 円以下と類似団体に比べ、低額となっている。
	R1	R2	R3	R4	R5														
湯河原町	86.07	92.49	95.77	95.02	89.88														
平均値	178.92	181.30	181.71	188.51	189.43														
⑦ 施設利用率(%) 【59.81】 (一日平均配水量)/(一日平均能力)×100 <table><tr><th></th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>湯河原町</td><td>47.57</td><td>44.75</td><td>44.44</td><td>44.68</td><td>44.73</td></tr><tr><td>平均値</td><td>55.14</td><td>55.89</td><td>55.72</td><td>55.31</td><td>55.14</td></tr></table>		R1	R2	R3	R4	R5	湯河原町	47.57	44.75	44.44	44.68	44.73	平均値	55.14	55.89	55.72	55.31	55.14	施設利用率は、一日あたりの配水能力に対する一日平均配水量の割合で、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。 湯河原町は 45%程度で、類似団体平均値と比較して、効率性は低い状態である。
	R1	R2	R3	R4	R5														
湯河原町	47.57	44.75	44.44	44.68	44.73														
平均値	55.14	55.89	55.72	55.31	55.14														



【老朽化の状況について】



2.4.2 業務指標（PI）

水道事業における業務指標（PI）は、水道業務の効率を図るために活用できる規格の一種で、水道事業者が行っている多方面にわたる業務を定量化し、厳密に定義された算定式により評価するものです。

湯河原町においても水道事業ガイドライン（日本水道協会）に基づく業務指標（PI）を算定し、この中から湯河原町の特徴を示すものや課題として挙げられるものを抽出します。

（１）安定した水の供給

施設においては最大稼働率が低いことから効率的な運転は行えていないと言えますが、地域特性から配水池が各地域に点在しているほか、配水池貯留能力 1 日分を確保していることを踏まえると、余分な水量があるわけではありません。

また、配水量 1 m³ 当たり消費エネルギー、二酸化炭素排出量は低いことから、高地に浄水場・配水池等を設置し、省エネルギー対策とされている自然流下方式を採用している地域上の特徴があるといえます。

表 2-1 業務指標（PI）安定した水の供給

業務指標（PI）	説明	望ましい方向	R5	R4		
			湯河原	湯河原	全国	神奈川
最大稼働率（％）	施設能力に対する一日最大配水量の割合を示すもので、水道施設の効率性を表す指標の一つ $(1 \text{ 日最大配水量} / \text{施設能力}) \times 100$	-	50.2	52.0	73.8	57.8
配水管延長密度 (km/km ²)	給水区域面積 1km ² 当たり配水管が何 km 布設されているかを示す。配水管に引き込み管を接続する時の容易さを示す。 配水管延長 / 現在給水面積	↑	16.4	17.1	8.4	11.2
配水池貯留能力 (日)	一日平均配水量に対する配水池有効容量の割合を示すもので、給水に対する安定性を表す指標の一つである。 配水池有効容量 / 1 日平均配水量	-	1.0	1.0	1.1	1.2
給水人口一人当たり 配水量 (L/日・人)	給水人口一人当たりの配水量を示すもので、家庭用以外の水利用の多少を表す指標の一つである。 $(1 \text{ 日平均配水量} / \text{現在給水人口}) \times 1,000$	↑	707	730	448	551
配水量 1m ³ 当たり消費エネルギー (MJ/m ³)	配水量当たりの消費エネルギー量の割合を示すもので、省エネルギー対策への取組み度合いを表す指標の一つである。 エネルギー消費量 / 年間配水量	↓	1.49	1.20	4.80	4.69
配水量 1m ³ 当たり二酸化炭素排出量 (g・CO ₂ /m ³)	年間配水量に対する総二酸化炭素（CO ₂ ）排出量であり、環境保全への取組み度合いを表す指標の一つである。 $[\text{二酸化炭素}(\text{CO}_2)\text{排出量} / \text{年間配水量}] \times 10^6$	↓	56.0	45.0	217	183
ダクトイル鋳鉄管・鋼管率（％）	全管路延長に対するダクトイル鋳鉄管・鋼管の割合を示すもので、管路の母材強度に視点を当てた指標の一つである。 $[(\text{ダクトイル鋳鉄管延長} + \text{鋼管延長}) / \text{管路延長}] \times 100$	↑	66.0	68.3	47.8	80.7
管路の耐震管率（％）	導・送・配水管（配水支管を含む）全ての管路の延長に対する耐震管の延長の割合を示すもので、地震災害に対する水道管路網の安全性、信頼性を表す指標の一つである。 (耐震管延長 / 管路延長) × 100	↑	66.2	67.9	16.3	29.0

(2) 健全な事業経営

給水収益に対する職員給与費は、令和 4（2022）年度、令和 5（2023）年度ともに全国平均や神奈川県平均に比べ高い値です。但し、令和 5（2023）年度は給水収益の増収により、令和 4（2022）年度よりも減少しています。

給水収益に対する減価償却費は、全国平均や神奈川県平均に比べ低く、給水収益に対する企業債利息は、全国平均や神奈川県平均に比べ高い値となっています。過去の投資に対し、企業債で賄ったため高い値となっていますが、給水収益の増収により、数値は令和 5（2023）年度には減少しています。

給水収益に対する企業債償還元金、企業債残高など企業債に係る指標は、いずれも全国平均や神奈川県平均に比べ約 1.5 倍超の値となっています。この数値は令和 5（2023）年度には同程度または減少の推移ですが、企業債に依存した経営であるといえます。

上記のように指標からみえる課題はありますが、1 か月 20 m³ 当たり家庭用料金（円）は全国平均や神奈川県平均、神奈川県内の他事業体と比較しても低額を維持しており、経営努力により補われています。

表 2-2 業務指標（PI）健全な事業経営

業務指標（PI）	説明	望ましい方向	R5	R4		
			湯河原	湯河原	全国	神奈川
給水収益に対する職員給与費の割合（％）	給水収益に対する職員給与費の割合を示すもので、水道事業の収益性を表す指標の一つである。 (職員給与費 / 給水収益) × 100	↓	15.9	16.5	12.3	12.5
給水収益に対する企業債利息の割合（％）	給水収益に対する企業債利息の割合を示すもので、水道事業の効率性及び財務安全性を表す指標の一つである。 (企業債利息 / 給水収益) × 100	↓	5.9	7.1	5.2	4.2
給水収益に対する減価償却費の割合（％）	給水収益に対する減価償却費の割合を示すもので、水道事業の収益性を表す指標の一つである。 (減価償却費 / 給水収益) × 100	↓	42.2	45.8	53.5	50.0
給水収益に対する建設改良のための企業債償還元金の割合（％）	給水収益に対する建設改良のための企業債償還元金の割合を示すもので、建設改良のための企業債償還元金が経営に及ぼす影響を表す指標の一つである。 (建設改良のための企業債償還元金 / 給水収益) × 100	↓	50.7	50.4	28.4	27.1
給水収益に対する企業債残高の割合（％）	給水収益に対する企業債残高の割合を示すもので、企業債残高が規模及び経営に及ぼす影響を表す指標の一つである。 (企業債残高 / 給水収益) × 100	↓	414.8	476.8	388.4	304.6
1 か月 20 m ³ 当たり家庭用料金（円）	1 か月に 20m ³ 使用した場合における水道料金を示し、契約者の経済的利便性を表す指標の一つである。	-	1,775	1,775	3,335	2,210

・表中の望ましい方向欄の記号について

↑	数値が高いほうが望ましいことを表しています。
↓	数値が低いほうが望ましいことを表しています。
-	数値の高低だけでは評価できないことを表しています。

(出典)

- ・水道統計 令和 5 年度、令和 4 年度（日本水道協会）より算出
- ・湯河原町は湯河原上水道・吉浜上水道を合算して表記

2.4.3 経営状況

(1) 企業債残高

表 2-3 に本町の給水収益と企業債残高の推移を示します。企業債残高は、令和 6（2024）年度までの過去 5 年平均で約 18 億円程度です。これに対し、給水収益は過去 5 年平均で約 3.9 億円程度であり、企業債残高の約 2 割超となっています。

企業債利息などの負担が経営を圧迫しないように、企業債残高の水準を管理していくことが必要となります。

表 2-3 給水収益と企業債残高

項目	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	5 年 平均
給水収益（百万円）	378	372	377	401	415	389
企業債残高（百万円）	2,120	1,952	1,795	1,663	1,535	1,813

(2) 人材の育成

表 2-4 に本町の水道職員数の推移を示します。過去 5 年間で、職員は 1 人減少しており、計 6 人です。

今後、更新等の事業量増加を見据えると 1 人当たりの業務量が増加すると考えられます。また、施設の管理運営上においても、安全な水道水を安定して供給していくために人材の確保が必要です。

これらに対応するため、人材の確保を進めるとともに、内外部の研修参加等による職員の育成を進める必要があります。

表 2-4 職員数の推移

項目	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
特別職（人）	1	1	1	1	0
一般行政職（人）	6	7	7	7	6

2.4.4 更新需要

本町水道事業の現有資産（土木、建築、機械電気、管路）を法定耐用年数で更新した場合の更新需要を図 2-3 に示します。令和 8（2026）年度から令和 57（2075）年度までの総額は約 512 億円で、年平均は約 10.2 億円が必要になります。これは過去 5 年平均の建設改良費（約 1.0 億円）の約 10 倍に相当する費用になります。

今後の水需要の低下に伴い、給水収益も減少することから、建設改良費確保の見通しが不透明な他、現状の職員数では対応できない事業量であることも想定されます。

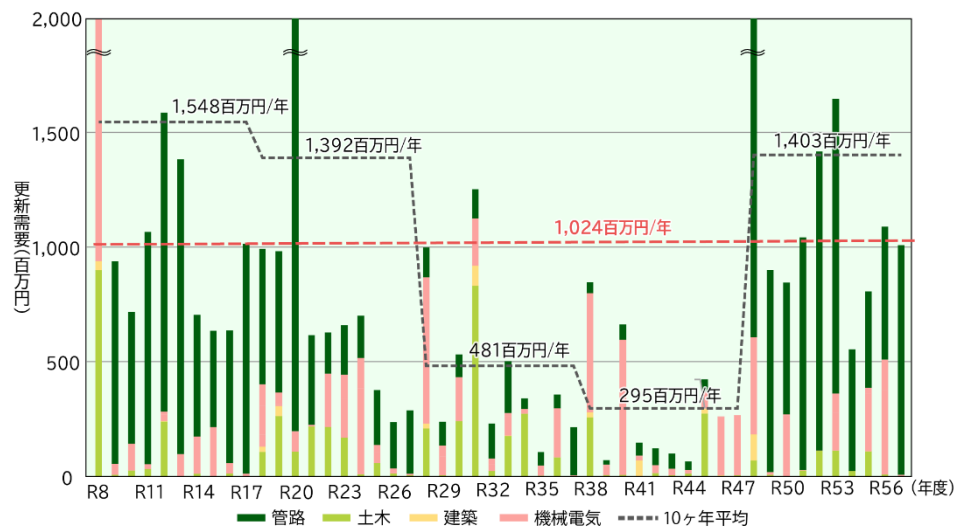


図 2-3 更新需要

2.4.5 外部委託状況

今後の更新需要に関する業務量の増加に備え、管路設計など可能な限り外部委託により業務の執行を図っていく事も一つの方策であると捉えます。

2.4.6 BCP（事業継続計画）の作成

BCP（事業継続計画）は、災害等により、人・物・情報及びライフライン等の利用できる資源に制約がある状況下において、実施すべき災害対応業務及び優先的に継続すべき通常業務を選定し、優先度の高い業務から順次実施することで速やかに事業の復旧・再開を図ることを目的とした計画であり、災害対策上策定が求められています。

3 基本理念

基本理念は、国の新水道ビジョンで表現されている、水道水の安全の確保を「安全」、確実な給水の確保を「強靱」、供給体制の持続性の確保を「持続」の3つの観点から方針と目標を示し、水道事業の取り組む姿勢を表すものです。

そこで、湯河原町水道事業における基本理念を図 3-1 の通りとし、各方針に対する目標を設定します。

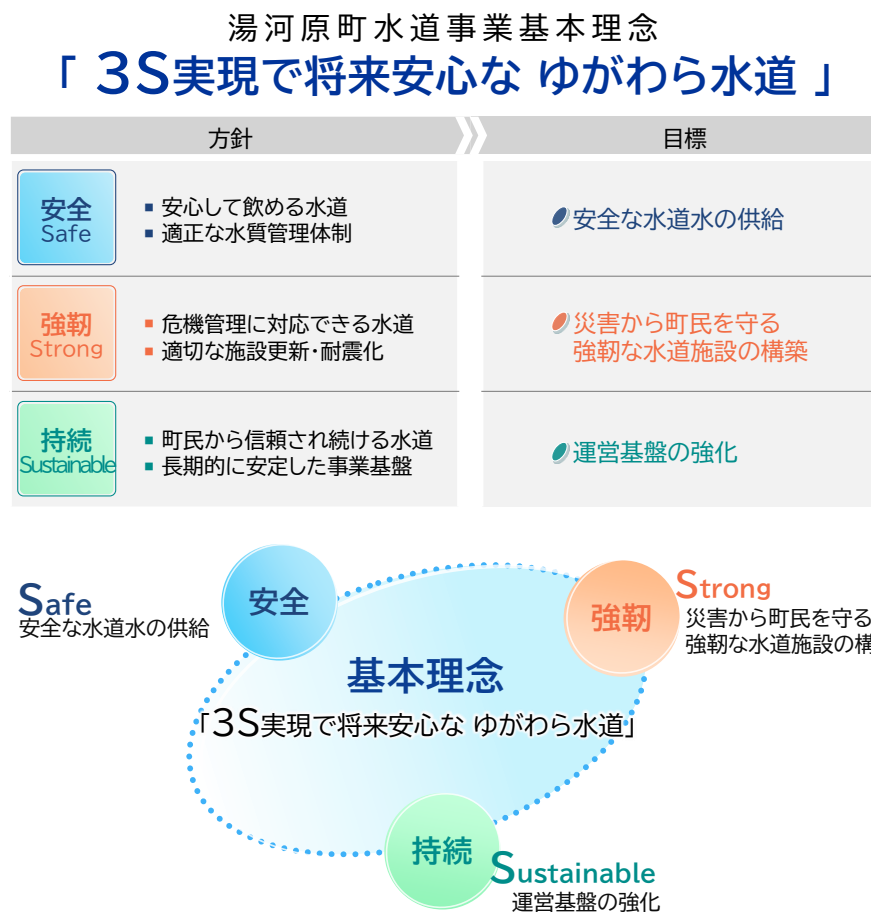


図 3-1 湯河原町水道事業基本理念

4 整備計画

事業化計画は下記の方針に従って作成しています。また、各整備計画は現状の課題を解決する内容としました。その施策とそのスケジュールを図 4-1 に示します。

【事業化計画】

- ① 施設の耐震化・更新については、これまでの検討を検証し整備計画を策定・実施します。機械・電気設備については、老朽化の状況をふまえ、過年度の平均投資分相当を更新します。
- ② 管路の更新は、老朽化に対応するため現実的に実施が可能な延長を更新します。
- ③ 湯河原・吉浜の両上水道は、財政状況や運営状況を踏まえ、事務の効率化や水道サービスの持続性を確保するために事業統合を行います。
- ④ 施設耐震化は大規模な投資となるので、国からの新たな財源確保を追求します。

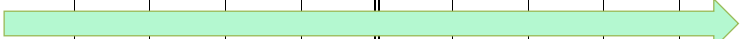
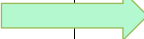
基本方針	目標	施策	計画期間									
			R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
安全	安全な水道水の供給	水質管理の徹底										
強靱	災害から町民を守る強靱な水道施設の構築	安定した水源確保の検討										
		施設耐震化事業										
		管路更新事業										
		設備更新事業										
		水道 BCP の策定										
持続	運営基盤の強化	料金制度の適正化										
		外部委託の検討										
		湯河原・吉浜水道の統合										

図 4-1 整備計画とスケジュール

4.1 耐震化対策の推進

4.1.1 耐震化の状況

表 4-1 に本町が保有する水道施設の概要と耐震化状況を示します。

浄水場や配水池は、代替施設かつ二次被害を生ずるおそれが低い施設を除き、耐震レベル 2 を確保する必要があります。

表 4-1 水道施設の概要と耐震化状況

地区	施設	No.	名称	構造形式	施設能力 (m ³ /日 or m ³)	緊急遮断弁	災害時確保水量×75%	耐震レベル L2	耐震レベル L2 施設能力	耐震レベル L1 施設能力
湯河原上水道	浄水場	1	広河原浄水場	-	12,000					
	配水池	1	上野配水池	PC	3,000	○	2,250			3,000
		2	大伊豆配水池	RC	50					
		3	神谷配水池	FRP	30					
		4	国見配水池	FRP	5					
		5	城ヶ尾配水池	RC	50					
		6	第 1 配水池	RC	650					
		7	第 2 配水池	RC	750					
		8	西山配水池	RC	300	○	225			300
		9	孫込配水池	RC	280					
		10	丸山配水池	RC	200					
		配水池 計			5,315		2,475			3,300
吉浜上水道	浄水場	1	幕山浄水場	-	7,500					
		2	南郷浄水場	-	9,000					
		3	尾崎浄水場	-	4,050			○		
		浄水場 計			20,550					
	配水池	1	兔沢配水池	RC	300					
		2	尾崎配水池	PC	1,000	○	750	○	1,000	
		3	鍛冶屋配水池	RC	200					
		4	川堀配水池	RC	500					
		5	黒石配水池	PC	2,500	○	1,875	○	2,500	
		6	白沼田配水池	PC	500					
		7	枇杷窪配水池	RC	100					
		8	福浦配水池	RC	600	○	450			600
		9	細沢配水池	FRP	8					
		10	前栗場配水池	RC	1,000					
		11	前栗場北部配水池	RC	1,000	○	750			1,000
		12	湯河原 CC 配水池	RC	30					
		配水池 計			7,738		3,825		3,500	1,600

※耐震レベル L1：施設の使用期間中に 1～2 回程度発生する可能性が高い比較的強度の低い地震で、構造物の健全性を損なわず、機能に影響が無い。

L2：施設の使用期間中に発生する確率は低いが、非常に大きな強度を持つ地震（震度 6 強～7 程度）の地震で、発生する損傷が軽微にとどまり、機能に重大な影響を及ぼさない。

〔参考〕耐震化の比較

	全国平均	神奈川県	湯河原町
浄水施設	43%	72%	12%
配水池	67%	88%	26%
取水施設	45%	85%	0%

4.1.2 耐震化事業の推進

令和6(2024)年1月1日に発生した能登半島地震では、上下水道施設の甚大な被害が発生し、特に、浄水場や下水処理場及びそれらの施設に直結した管路等、被災すると広範囲かつ長期的に影響を及ぼす上下水道システムの急所施設の耐震化が未実施であったこと等により、復旧が長期化しました。

湯河原町の水道施設は、急所となる施設を中心に耐震化が大幅に遅れています。大規模地震の際には、諸施設が機能維持できず、長期的な断水が避けられないと想定されます。

そのため、「耐震診断(簡易診断)・優先度評価」の結果を基本として、浄水施設の耐震化を優先するとともに、期間の短縮について検討し、事業計画としてとりまとめを行い、順次計画的に事業を推進します。

事業計画の策定にあたっては、国の方針に準拠し、上下水道が連携し進めてまいります。

- ・令和8～9年度 耐震化事業計画の策定
- ・令和9年度～ 浄水場の耐震化事業

〈参考〉

■上下水道の急所施設(その施設が機能を失えば、システム全体が機能を失う最重要施設)

【水道】取水施設、導水管、浄水施設、送水管、配水池

【下水道】下水処理場、下水処理場～処理場直前の最終合流地点までの下水道管路及びその途中にあるポンプ場

■避難所等の重要施設に接続する水道・下水道の管路等

【水道】避難所等の重要施設に接続する配水本管及び配水支管

【下水道】避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路及びその途中にあるポンプ場

4.2 耐震化事業の財源確保の取組

4.2.1 国等の支援策の導入

近年では、水道事業における収益的収支は黒字が継続しており、この黒字分を積み立てて資本的収支の補填財源として、企業債の償還や建設改良事業を行ってきました。過去には国庫補助金等を活用し建設改良事業を行ったこともありますが、国庫補助金等の採択基準である資本単価 90 円/㎡以上に対し、現在の町の資本単価は約 60 円/㎡と3割程度低いいため、補助金等の活用が厳しい状況にあります。国の水道施設耐震化に対する認識は高いため、当町のような水道事業者においても耐震化事業が推進できるような制度設計について、国等に働きかけていきます。

4.2.2 財源確保の取組

国庫補助金等について国等に働きかけるとともに、毎年度総務省が示す一般会計から公営企業会計への繰出基準に該当する事業に一般会計が起債し繰出した場合、その元利償還金の一部に地方交付税措置がされる制度について、活用に向けて取り組んでいきます。活用する場合には、水道事業の予算上、繰入金が明示されます。あわせて、使用者負担の増加も必要となります。

(用語) 資本単価

20年間の施設整備にかかる費用(減価償却費、支払利息など)を20年間の有収水量で割った1㎡あたりの単価。

資本単価が高い場合、施設整備への投資負担が大きく、経営基盤に影響を与えやすい状態。

資本単価が低い場合、施設への投資に対する採算が良く、経営基盤が比較的安定している状態。

5 経営戦略

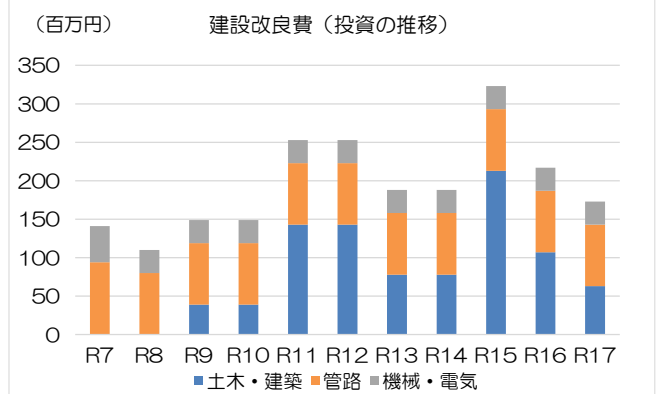
5.1 投資計画目標（収支計画のうち投資についての説明）

投資計画には、主に地震などの災害時の被害最小化や施設の老朽化に伴う事故の未然防止等のための老朽化・耐震化対策事業を計上します。これまでの調査結果を検証し、重要施設である浄水場の耐震化を優先した整備計画を策定し、着手します。

また、管路施設の耐震化対策と老朽化対策（一部共通事業）については事業費を平準化することにより、限られた人員での対応が可能となり、企業債発行額の抑制も可能になります。

投資目標

- ・安定した水源確保の検討
- ・浄水場の耐震診断・耐震化
- ・主要配水池の耐震診断・耐震化
- ・管路の耐震化
- ・設備の強靱化

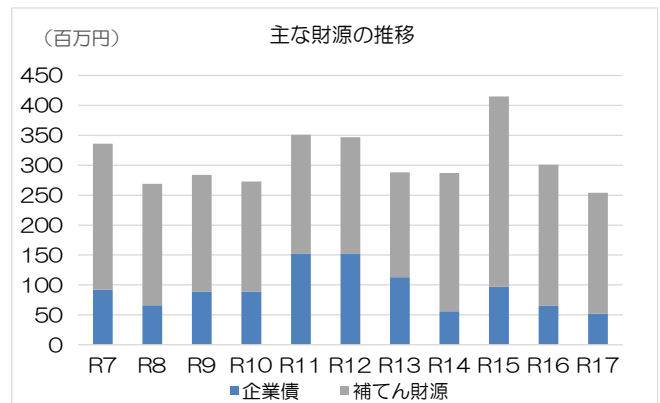


5.2 財源計画目標（収支計画のうち財源についての説明）

建設改良費の財源は、補てん財源残高（現金及び預金等）を活用することにより企業債の借入れを抑制します。

財源目標

- ・企業債残高の減少を図ります
- ・黒字経営（純損益がプラスになるようにする）の維持及び資産維持費として 9 千万円/年の確保を目標とします。
- ・補てん財源残高は給水収益程度（4.0 億円/年）＋建設改良費相当（2.0 億円/年）の合計額 6.0 億円/年の確保を目標とします。



5.3 投資以外の経費設定（収支計画のうち投資以外の経費についての説明）

投資計画を除いた主な将来の支出については、下表のとおり設定しました。

表 5-1 将来における経費設定

人件費	直近 5 年間の人件費単価（円/人・年）に人件費増加率（％・年）を反映し、令和 6 年度の職員を将来一定として将来値を算出した。（物価上昇は 10 年間のみ反映）
修繕費	直近 5 年間の修繕費平均額（円/年）に対し、物価上昇率（％・年）を反映し、将来値を算出した。（物価上昇は 10 年間のみ反映）
動力費	直近実績の動力費単価（円/ｍ ³ ）に対し、物価上昇率（％・年）を反映し、将来値を算出した。（物価上昇は 10 年間のみ反映）
薬品費	直近実績の薬品費単価（円/ｍ ³ ）に対し、物価上昇率（％・年）を反映し、将来値を算出した。（物価上昇は 10 年間のみ反映）
その他	直近実績又は直近 5 年間の平均をベースに算出した。

5.4 投資・財政計画に未反映の取組

投資・財政計画に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について下記に示します。

表 5-2 施設の合理化、費用の見直しについての検討状況

広域化	湯河原上水道と吉浜上水道の事業統合認可により、事業の効率化を図ります。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI 等の導入等)	水道施設の基盤強化や耐震化等を進めるためには、整備を担当する職員の確保が必要となります。これを解消するため、ウォーターPPP や外部委託等の利用を検討し、効率的な事業運営体制を構築していきます。
アセットマネジメント (資産管理) の充実	管路整備などは更新優先順位を定め、今後平準化をさらに詳細に検討します。
施設・設備の廃止・統合	今後水需要は低下傾向ですが、湯河原町の施設は点在しており、地形的要因からも廃止・統合は難しい状況です。
施設・設備の合理化	今後、水需要は低下傾向にあり、状況に合わせ施設全体の合理化を検討します。

表 5-3 財源についての検討状況

料金	給水収益の減少や物価上昇に加え、耐震化等の必要な整備事業を進める中で、補てん財源残高が給水収益程度を確保できない状況等、健全な経営と言えない場合は、料金改定にて料金収入を増加させ、事業の継続、経営の安定化を図ります。
企業債	自己資金とのバランスを考慮し、建設改良費の規模を踏まえて適宜、検討する。

5.5 将来の財政見通し

将来の財政見通しについて、「5.1 投資計画目標」の建設改良費を計上した、下記(1)、(2)の財政シミュレーションを行いました。

(1) 現状のまま推移した場合・・・現状の水道料金を維持した場合(料金改定なし)

(2) 料金水準を見直した場合・・・「5.2 財源計画目標」を達成する水道料金とした場合(料金改定あり)

(1) 現状のまま推移した場合

財政シミュレーションの結果、現状の水道料金を維持した場合は「5.2 財源計画目標」に示した純利益の目標額(9 千万円/年)を下回り、補てん財源残高はマイナスになる見通しとなるため、事業経営の継続が不可能となりました。

水道料金を維持した場合でも供給単価は給水原価を上回るため、料金回収率(算定式: 供給単価/給水原価×100)は100%を超える見込みですが、「5.2 財源計画目標」の財源目標が達成できないことから料金改定を見据えた財源計画の検討が必要となる見通しです。

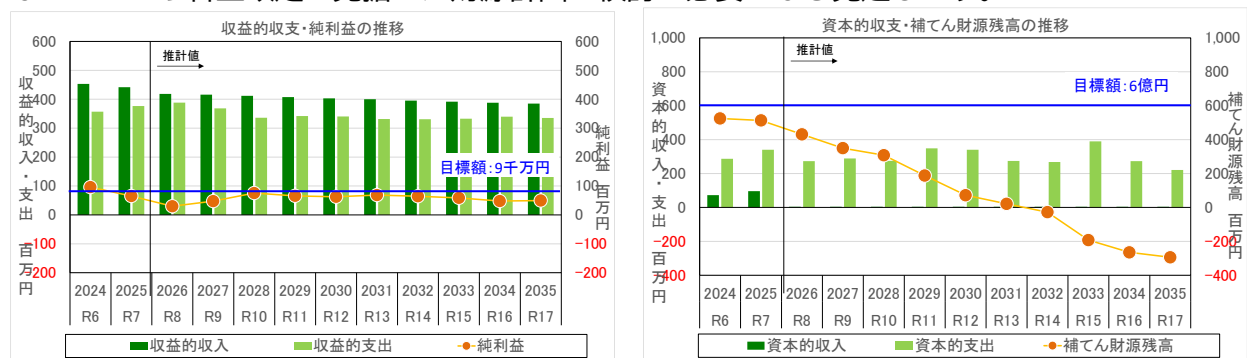


図 5-1 推移 (現状のまま推移した場合)

(2) 料金水準を見直した場合

(1) のとおり、現状の水道料金を維持して企業債の借入れのみで経営を継続すると、企業債残高が増加し、純利益も確保出来ない見通しとなったこと、また、資本的収支においては、補填財源残高がマイナスとなる見通しとなったため、料金改定の実施を想定しました。

資本的収支改善のためには、料金改定が必要であり、ここでは計画期間において2回の改定を前提として試算を行いました。

結果としては、純利益、補填財源残高ともに、目標値を達成しました。

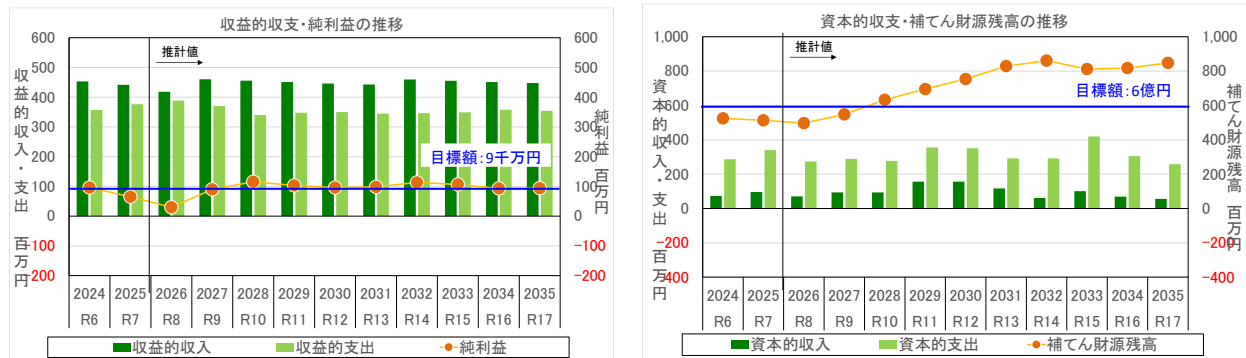


図 5-2 推移 (料金水準を見直した場合)

6 今後の取組

経営戦略に基づき、引き続き適切に事業推進するとともに、以下について、新たな取り組みとして推進していきます。

6.1 水源確保の取組

湯河原町の水道は、町内の河川表流水、湧水、深井戸を水源とし、すべて町区域内で必要な水量をまかなえています。一方、近年の異常気象による渇水や豪雨により、河川表流水では水量の減少や高濁度原水への対応等が生じ、安定した取水を長期的に確保できないおそれがあります。

水源は、当たり前の存在ではなく貴重な自然資源です。水資源を安定して確保するため、専門家の指導をいただきながら、各種取組を検討し実施していきます。

6.2 水道料金の改定について

能登半島地震の教訓等をふまえた計画的な耐震対策の実施のためには、水道料金の改定が必要となります。水道料金の負担増は生活に直結するため、利用者の皆様の理解と協力が必要となります。そこで、客観的、専門的な検討をするため、第3者委員会のような組織を立ち上げて検討を進めていきます。

6.3 断水事故対応について

令和8(2026)年2月には、大雪に伴う低温により給水管の凍結が生じ、凍結を原因とする漏水が多数発生しました。これまで、こうした被害を経験していなかった本町としては、本件を教訓とし、国のマニュアル等も参考に、町民啓発、事業間連携、町内の体制等の整備に取り組んでいきます。

6.4 組合営簡易水道事業について

湯河原町内の組合営簡易水道事業については、順次、町営水道に統合し、現在は宮下簡易水道事業が組合により営まれています。組合の意向もふまえ、統合について協議を進めていきます。